

# EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES パートナー会 会則

## 第一章 総則

### 第1条（名称）

本会は EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES パートナー会と称し、英文では EMPOERING DIGITAL WORKPLACES Partner Association と称する。

### 第2条（目的）

本会の目的は、EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES プラットフォームを活用して、複合機を代表とする世の中の様々なエッジデバイスやクラウド&オンプレのアプリケーション等の組み合わせにより、様々な場所・働き方における自動化、省力化を実現し、お客様の生産性を革新することである。

### 第3条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 個々の開発あるいは共同開発のための情報交換
- (2) パートナー間の情報共有
- (3) 事例発表会・展示会などの企画・実施
- (4) リコー・リコージャパンへの支援相談
- (5) 各種プロモーション
- (6) その他、本会の目的に適合する活動

### 第4条（活動年度）

本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日を終了とする。

### 第5条（活動期限）

期限は2年間とする。ただし、会長の判断により、その期間を延長することができる。

## 第二章 組織と活動内容

### 第6条（会員）

- (1) 本会の目的および活動内容に賛同し加盟した法人、団体を会員とする。
- (2) 会員は、当該会則、および別途定める開発パートナープログラムに関わる契約・規則等を遵守しなければならない。
- (3) 会員は自己及びその関連法人、関連団体における知的財産に関わる問題で不当に有利な立場に立とうとしたり、そのための情報収集を行ってはならない。
- (4) 会員は反社会的勢力に該当することはもとより、関与してはならない。
  - 1) 会員、および会員の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいう）若しくは業務従事者が、次の各号の一つにも該当してはならない。
    - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であ

## EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES パートナー会 会則

ること

- ② 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
- ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
- ⑥ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

### 2) 反社会的勢力との関係を持つことの禁止

反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つてはならないものとします。

### 3) 暴力的行為等の禁止

会員もしくは会員の業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行ってはならない。

- ① 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること。
- ② 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
- ③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。
- ④ 相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること。

### 第7条（入会および会員代表者）

- (1) 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書に必要事項を記載し、事務局に提出する。
- (2) 入会の可否は事務局が審査して会長がこれを決する。
- (3) 会員は法人代表者名または団体代表者名とともに、本会に対して会員を代表する者（以下会員代表者という）1名を定め、その氏名を本会に提出するものとする。また、会員代表者を変更した時は、速やかにその旨を本会に届けなければならない。

### 第8条（退会・除名）

- (1) 本会を退会しようとするものは、事務局に対し、書面をもってその旨を通知しなければならない。会費に未納がある場合は、これを完済しなければならない。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の活動を阻害する行為をしたと会長が判断した時は、これを除名することができる。
- (3) 会員が第6条 第3項乃至、および第4項に違反している場合は、これを除名することができる。

### 第9条（組織）

- (1) 本会には会長、特別顧問を置き、任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 会長は、リコージャパン株式会社から選出する。
- (3) 特別顧問は、会長が選出し、会長に対して専門的な知見をもって補佐や指導にあたる。

## EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES パートナー会 会則

(4) 本会は、会の業務を円滑に遂行するために事務局を置く。事務局は本規定に定められた事務を執り行う。

### 第 10 条（事務局）

- (1) 事務局は、会長が選出する。
- (2) 事務局長は、必要に応じて会長が選出する。

### 第 11 条（実施細則）

本会則の実施に関して必要な細則は、別途事務局が提案して会長が定める。

### 第 12 条（会則の変更）

本会則の変更は、別途事務局が提案して会長が定める。

附則 この会則は 2019 年 6 月 18 日より適用する。

以上